

日本開発銀行法の一部を改正する法律案要綱

1. 日本開発銀行の業務を主の通り改めること。
 - (1) 日本開発銀行の肩書き業務の方法として、返済資金の貸付のみでなく、新たに銀行その他の金融機関の開発資金の貸付債権につき、その全部又は一部を譲り受けることができるものとすること。
 - (2) 日本開発銀行は、開発資金に関する債務の保証を行いうるものとする外、開発資金に充てられる外債の受入を促進するための債務保証をも行いうるものとすること。
2. 日本開発銀行は、政府から資金を借り入れ、又は外国の銀行その他の金融機関から外債資金を借り入れることができるものとする。但し、資金の借入額と債務保証の現在額との合計額は、自己資本（資本金と準備金との合計額）に相当する額をこえてはならないものとすること。
3. 日本開発銀行は、毎事業年度の利益金の百分の20に相当する額か、融資残高の1000分の7に相当する額か、いずれか多い額を準備金として積立て、残額は、翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならないこと。

日本開発銀行に対しては、法人税、事業税等は、免除すること。

4. 復興金融金庫に対する政府出資金は、日本開発銀行によるその権利義務の承継の日に日本開発銀行の政府からの借入金となつたが、右の借入金を、日本開発銀行の資本金（政府出資金）と改めること。
5. 米国対日援助見返資金特別会計の私企業に対する貸付債権（これに附隨する権利義務を含む。）は、政令の定めるところにより、日本開発銀行が承継するものとすること。

この場合、右の承継貸付債権に相当する額が、米国対日援助見返資金特別会計から日本開発銀行に対して貸し付けられたものとすること（但し、この貸付金は、将来、米国対日援助見返資金特別会計からの日本開発銀行に対する出資金となしうるものとすること。）。
6. 日本開発銀行は、前項の規定により承継した貸付債権の管理及び回収に関する業務を行いうるものとすること。

極秘

日本開発銀行法の一部を改正する法律
日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九條」を「第二十九條の三」に改める。

第四條第一項を次のように改める。

日本開発銀行の資本金は、千五百五十二億二千万円とし、政府が一般会計及び米国対日援助緊急基金特別会計からその全額を出資する。

第四條第二項を削り、同條第三項を同條二項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第十八條第一項第三号中「又は返済資金」を「若しくは返済資金」に、「又は引受」を「若しくは收受」に、「応募すること」「を」「応募し、又は銀行その他の金融機関の開発資金の貸付に係る債権の全部若しくは一部を譲り受けること」に、「及びその応募に係る社債

の償還期限は、「」を「、その応募に係る社債又はその譲受に係る貸付金の償還期限は、その貸付・応募又は譲受の日の翌日から起算して」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 開發資金に係る債務を保証すること。但し、その保証に係る債務の履行期限は、その債務の保証の日の翌日から起算して一年未満のものであつてはならない。

第十八條第二項中「第三号」と「第二号」に、「又は社債の応募を」「、社債の応募・債務の譲受又は債務の保証」に、「又は当該応募に係る社債の償還」を「、当該応募に係る社債の償還・当該譲受に係る債務の回収又は当該保証に係る債務の履行」に改め、同條の次に次の二條を加える。

（債務保証等の限度）

第十八條の二 前條第一項第四号の規定による保証に係る債務の現

在額及び第三十ニ條第一項の規定による借入金の額の合計額は、第四條に規定する資本金及び第三十六條に規定する準備金の額の合計額をこえることとなつてはならない。

第十九條の見出しを「（一）貸付利率の基準等」に改め。同條第一項を次のよう改める。

第十八條第一項第一号及び第三号の規定により行う資金の貸付の利率。同項第三号の規定により行う譲受に係る貸付債権の貸付の利率並びに同項第四号の規定により行う債務の保証の料率は。日本開発銀行の収入する貸付金利息、第二十三條第一項の規定により復興金融金庫から承継した貸付債権の利息及び老ぬ十九條の二第一項の規定により政府の米国対日援助勧還資金特別会計から承継した貸付債権の利息を含む。以下第二十四條第二項において「貸付金の利息」という。二、社債の利子及び債務保証料が日本開発銀行の業務取扱費・業務手託費・第三十九條第一項の規定による借入金の利子。第四十九條の二第二項に規定する政府の貸付金の利子・附属諸費及び資本の運用損失を償うに足るよう。銀行の貸付利率又は債務の保証料率を勘査して定めるものとする。第十九條第二項中「貸付利率」を「貸付利率・譲受に係る貸付債権の貸付利率及び債務の保証料率」に、「貸付の目的」を「貸付・譲受に係る貸付債権及び保証に係る債務の目的」に改め。「貸付金の償還期限」の下に「譲受に係る貸付債権の回収期限・債務の保証の期間」を、「資金の貸付」の下に「譲受に係る貸付債権及び債務の保証」を加える。

第二十條中「資金の貸付」の下に「、貸付債権の譲受又は債務の保証」を加え、「利率及び期限」を「資金の貯蓄の利率・譲受に係る貸付債権の貸付の利率・債務の保証の料率・貸付金の償還期限・譲受に係る貸付債権の回収期限・債務の保証の期間」にて改め。「回収の方法」の下に「、債務の保証の履行の方法」を加える。

第二十一條第一項中「銀行」を「銀行その他の金融機関で大蔵大臣の指定するもの」に改め。同條第二項中「銀行」を「前項の規定による大蔵大臣の指定を受けた銀行その他の金融機関」に改める。

第二十四條第二項中「貸付金利息・社債の利子」を「貸付金の利息・社債の利子・債務の保証料」に、「第四十六條第一項」を「第三十七條第一項の規定による借入金の利子・第四十九條の二第二項」

に改める。

第三十六條の見出しを「（利益金の処分及び国庫納付金）」に改め。同條第一項中「これ」を「左の各号に掲げる金額のいずれか多い額」に改め。同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 当該利益金の百分の二十に相当する額

二 每事業年度末における貸付金の残高の千分の七に相当する額（その額が当該利益金の額をこえるときは、当該利益金の額）

第三十六條に次の二項を加える。

5 日本開発銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残高を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

6 前項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他の国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條を次のように改める。

（資金の借入）

第三十七條 日本開発銀行は、第十八條第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができる。

8 政府は、日本開発銀行に対して資金の貸付をすることができる。
3 第一項に規定する場合を除く外、日本開発銀行は、資金の借入をしてはならない。

第四十四條第三項中「職工組合中央金庫」を「銀行及び職工組合中央金庫」に改める。

第四十六條の見出しを「へ復興金融金庫關係の政府貸付金」に改め、同條第二項を削る。

第四十七條の見出しを「へ復興金融金庫關係の指定日前における法定出資等」に改め、同條第一項中「毎四半期」を「昭和二十七年十二月三十一日までの間に於いて政令で定める日」（以下「指定日」という。）の前日までに終了する毎四半期へに改める。

第四十八條を次のよう改める。

「復興金融金庫關係の指定日における法定出資等」

第四十八條 指定日における第四十六條の政府の貸付金は、第四十三條第一項に規定する日ににおける第四十六條の政府の貸付金のうち百万円に満たない部分に相当するものを除く外、指定日ににおいて返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付

金の額に相当する金額が、指定日において、第四條第一項の規定により政府の一般会計から日本開発銀行に対し出資されたものとする。

2 前項の規定により返済されたものとされるもの以外の指定日における第四十六條の政府の貸付金は、指定日において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、指定日において、第三十六條第一項の規定により準備金として積み立てられたものとする。

第四十九條の見出しを「へ復興金融金庫の業務の引受けに関する細目」に改め。第六章中第四十九條の次に次の二條を加える。

「米国対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る償還の承認及び法定出資」

第四十九條の二 政府の米国対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る償還で政令で定めるもの及びこれに附隨する権利義務は、政令で定めるところにより、日本開発銀行が承認

するものとする。

2 日本開発銀行が、前項の規定により、米国対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を承継したときは、その承継した私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附隨する権利で同特別会計の原簿に登記されているもののその承継の日における帳簿額の合計額に相当する金額が、第三十七條の規定にかかるらず。その承継の日において、同特別会計から日本開発銀行に対し貸し付けられたものとする。

3 日本開発銀行は、毎事業年度、前項の政府の貸付金に対し、政令で定める利率、計算の方法及び手続により、利子を支払わなければならない。

4 第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済

されたものとなるものとする。この場合においては、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額について、第四條第二項の規定による資本金の増加の認可があつたものとし、当該時期において、当該金額が、同條第三項の規定により、政府の米国対日援助見返資金特別会計から日本開発銀行に対し出资されたものとする。

(米国対日援助見返資金特別会計から承継した権利義務の処理に関する業務)

第四十九條の三 日本開発銀行は、前條第一項の規定により、米国対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附隨する権利義務を承継したときは、第十九條第一項各号に掲げる業務の外、当該貸付に係る債権の管理及び回収に關する業務その他その承継した権利義務の処理に関する業務を行うことができる。

2 日本開発銀行は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合

中央金庫以外の者に對して前項に規定する業務を委託してはならない。

3 第二十一條第二項及び第十三項の規定は、銀行・信用金庫・農林中央金庫及び商工組合中央金庫が第一項に規定する業務の委託を受けた場合について準用する。

第五十一條第二号中「承認」を「認可又は承認」に改め、同條第四号中「及び第四十四條第一項」を「並びに第四十四條第一項及び第四十九條の三第一項」に改め、同條第五号中「又は第四十四條第二項」を「第四十四條第二項又は第四十九條の三第二項」に改め、同條第六号中「第十三項」を「・第四十四條第二項又は第四十九條の三第二項」に改め、同條第六号とし、同條第六号中「第十三項」を同條第六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第七号を同條第六号とし、同條第七号中「第十三項」を加え、同号を同條第七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第八号の次に次の一号を加える。

5 第十八條の二に規定する類をこえて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の日本開発銀行法第三十六條の規定並びに附則第四項から附則第六項までの規定は、日本開發銀行の昭和二十七年四月に始まる事業年度から適用し、日本開發銀行の同年三月に終る事業年度分の利益金の処分・所得税・法人税及び地方税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の日本開發銀行法第十六條第二項の規定は、昭和二十七年四月に始まる日本開發銀行の事業年度については適用しない。
- 4 所得税法へ昭和二十二年法律第二十七号の一部を次のように改正する。
第三條第六号中「日本出入銀行」の下に「及び日本開發銀行」に加える。
- 5 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように

改正する。

第四條第二号中「及び日本輸出入銀行」を「、日本輸出入銀行及び日本開發銀行」に改める。

6 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第二十四條第三号中「日本輸出入銀行」の下に「日本開發銀
行、「を加える。

第七百四十三條第三号中「日本輸出入銀行」の下に「日本開
發銀行、「を加える。

理由

日本開發銀行の業務の拡充を図るため、これに銀行その他の金融
機関の開發資金の貸付に係る債務の履歴及び債務の保証の業務を
行わせる外、資金の借入の機能を与えるとともに、国庫納付金の制
度を設けることとし、日本開發銀行の資本構成の適正化を期するた
め、復興金融金庫の解散当時の資本金で日本開發銀行に対する政府
の貸付金となつたものを昭和二十七年中に政府からの出資金に振り
替えることとし、また、米國対日援助見返資金特別会計からの私企
業に対する特利善務を日本開發銀行において承継しうるみちを開い
て、開發資金の融通に関する政府資金の統一的運用に資する等の必
要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

240

日本開発銀行法の一部を改正する法律案新旧対照表

（一）の左側は削除、右側は挿入

目次

才六章 補則（才四十三条） 才四十九条の三

才四条 日本開発銀行の資本金は、千五百五十二億二千万円とし、政府が一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からその全額を出資する。
2 前項の米国対日援助見返資金特別会計からの出資金は、昭和二十六年度において出資するものとする。

413 312

才十八条、日本開発銀行は、才一案に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

三銀行その他の金融機関の貸付に係る開発資金の返済に必要な資金以下本号中「返済資金」という。一を貸し付け、若しくは返済資金を調達するために発行される社債で証券業者等が応募若しくは引受をすることが困難なものに応募し、又は銀行その他の金融機関の開発資金の貸付に係る債権の全部若しくは一部を譲り受けること。但し、その返済資金の貸付に係る貸付金及びその応募に係る社債の償還期間に係る貸付金の償還期限は、その貸付、応募又は譲受の日の翌日から起算して一年未満のものであつてはならない。

四 開発資金に係る債務を保証すること。但し、その保証に係る債務の履行期限は、その債務の保証の日の翌日から起算して、一年未満のものであつてはならない。

四五

2 前項才一號から才四號までに規定する資金の貸付
の譲受又は債務の保証は、当該貸付に係る資金の償還
又は社債の償還、当該譲受に係る債権の回収又は当該保証に係る債務の
履行が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。
（債務保証等の限度）

才十八條の二 前条才一項才四號の規定による保証に係る債務の現在額
及び才三十七條才一項の規定による借入金の額の合計額は、才四條に

裏面白紙

243

規定する資本金及び第三十六条に規定する準備金の額の合計額をこえることとなつてはならない。

一貸付利率の基準等一
一貸付利率一

第十八条第一項第一号及び第二号の規定により行う資金の貸付
第十九条 前条第一項第一号又は第二号の規定により行う資金の貸付
の貸付利率及び譲受に係る貸付債権の利率並びに同項第一号の
付の利率は、当該利率により収入する貸付金利息及び同項第一号
規定により行う債務の保証の料率は、日本開発銀行の収入する貸
又は第二号の規定により應募した社債の利子が日本開発銀行の事
付金利息、第一四十三条第一項の規定により復興金融金庫から承継
務取扱費、業務委託費、第一四十六条第一項に規定する政府の貸付
した貸付債権の利息及び第一四十九条の二第一項の規定により政府
金の利子、附屬諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀
の米国対日援助見返資金特別会計から承継した貸付債権の利息を
行の貸付利率を勘案して定めるものとする。

含む。以下第一二十四条第一項において「貸付金の利息」という。

社債の利子及び債券保証料が日本開發銀行の業務取扱費、業務委

託費、又三十七条第一項の規定による借入金の利子、又四十九条

の二十九二項に規定する政府の貸付金の利子、附屬諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の貸付利率又は債務の保証料率を勘案して定めるものとする。

2 前項の日本開發銀行の 貸付利率、譲受に係る貸付債権の貸付利率

率及債務の保証料率は、貸付、譲受に係る貸付債権及び保証に係る債務

の目的、貸付金の償還期限、譲受に係る貸付債権の回収期

限、債務の保証の期間、租保等においてその種類を同じくする資金

裏面白紙

246

、譲受に係る貸付債権及び債務の保証
の貸付

に對しては、同一でなけ
ればならぬ。

オ二十条　日本開発銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付、
貸付債権の譲受又は債務の保証の方法、資金の貸付の利率、譲受に係
る貸付債権の貸付の利率、債務の保証の利率、貸付金の償還期限、譲
受に係る貸付債権の回収期限、債務の保証の期間、社債の応募の方法、
元利金の回収の方法、債務の保証の履行の方法その他業務の方法並び
に業務の委託の要領等を記載しなければならない。

オ二十一条 日本開発銀行は、銀行その他の金融機関で大蔵大臣の指定するもの以外の者に對してオ十八条オ一項各号に掲げる業務を委託してはならない。

2 前項の規定による大蔵大臣の指定を受けた銀行その他の金融機

銀行が日本開発銀行の業務の委託を受けた場合においては、その業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

オ二十四条

2 前項の收入は、貸付金の利息、社債の利子、債務の保証料その他資産の運用に係る收入及び附屬雑收入とし、同項の支出は、事

裏面白紙

249
奪取扱費、業務委託費、^{才三十七条才一項}の規定による借入金の
^{才四十六条才一項}利子、^{才四十九条の二才二項}に規定する政府の貸付金の利子及び
附屬諸費とする。

才三十六条　日本開発銀行は、毎事業年度の損益計算利益金を生じたときは、準備金として左の各号に掲げる金額のいずれか高い額を積立てなければならぬ。

一、当該利益金の百分の二十に相当する額

二、毎事業年度末における貸付金の残高の千分の七に相当する額（その額が当該利益金の額を超えるときは、当該利益金の額）

3　日本開発銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から才一項の規定により準備金として積立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4　前項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の借入)
(資金の借入の制限)

オ三十七条 日本開発銀行は、^{オ十八条}オ一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることがで
きる。

- 2 政府は、日本開発銀行に対して資金の貸付をすることができる。
3 オ一項に規定する場合を除く外、日本開発銀行は、資金の借入をしてはならない。

オ四十四条

- 3 オ二十一條オ二項及びオ三十九條の規定は、銀行及び商工組合中
央金庫がオ一項に規定する業務の委託を受けた場合について準用

する。

(復興金融金庫関係の政府貸付金)
(政府貸付金)

才四十六条

2 日本開発銀行は、毎事業年度（昭和二十六年度を除く）前項の政府の貸付金に対し、政令で定める利率、計算の方法及び手続により利子を支払わなければならぬ。

（復興金融金庫関係の指定日前における法定出資等
（法定出資）

才四十七条 日本開発銀行において、毎昭和二十七年十二月三十一日まで四半期

での間において政令で定める日（以下「指定日」という。）の前日までに終了する毎四半期（昭和二十六年度の毎四半期を除く。）一日

本開発銀行が復興金融金庫から承継した権利のうち、その融通した資金に係る債権、その債務の保証の履行に因り取得した債権及びその債権を保全するため必要な経費で政令で定めるものに充當した資金に係る債権の回収金（以下「復興金融金庫回収金」という。）を生じたときは当該四半期末において、当該復興金融金庫関係回収金の額に相当する額の前条第一項に規定する政府の貸付金が返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該四半期末において、政府の一般会計から日本開発銀行に対し出資されたものとする。

（復興金融金庫関係の指定日における法定出資等）
（国庫納付金の歳入の年度所属区分及び納付の手続）

才四十八条

指定日における才四十六条の政府の貸付金は、才四十三
前条才二項の規定による国庫納付金は、一般会計の昭和
一条才一項に規定する日ににおける才四十六条の政府の貸付金のうち百
二十六年度の歳入とする。

万円に満たないものを除く外、指定日において、返済されたものと
し、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額
が、指定日において、才四条才一項の規定による政府の一般会計か
ら日本開発銀行に対し出資されたものとする。

2 前項の規定により政府の一般会計から出資されたものとされるも
前項に規定する国庫納付金の納付の手続は、政令で定める。
の以外の指定日における才四十六条の政府の貸付金は、指定日に
おいて返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の
貸付金の額に相当する金額が、指定日において、才三十六条才一
項の規定により、準備金として積立てられたものとする。

(復興金融金庫の業務の引継に関する細目)

(業務の引継に関する細目)

一米国対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る債権の承継及び法定出資

才四十九条の二 政府の米国対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る債権で政令で定めるもの及びこれに附隨する権利義務は、政令で定めるところにより、日本開発銀行が承継するものとする。

2 日本開発銀行が、前項の規定により、米国対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附隨する権利義務を承継したときは、その承継した私企業に対する貸付

に係る債権及びこれに附隨する権利で同特別会計の原簿に登記されているもののその承継の日ににおける帳簿価格の合計額に相当する金額が、才三十七条の規定にかかわらず、その承継の日において、同特別会計から日本開発銀行に対し貸し付けられたものとする。

3 日本開発銀行は、毎事業年度、前項の政府の貸付金に対し、政令で定める利率、計算の方法及び手続により、利子を支払わなければならない。

4 才二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、その時期

において、才四条才三項の規定により政府の米国対日援助見返資金特別会計から日本開発銀行に対し出資されたものとする。

この場合においては、同条才二項の規定による資本金の増加の認可があつたものとする。

(米国対日援助見返資金特別会計から承継した権利義務の処理
に関する業務)

オ四十九条の三　日本開発銀行は、前条オ一項の規定により、米国対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附隨する権利義務を承継したときは、オ十八条オ一項各号に掲げる業務の外、当該貸付に係る債権の管理及び回収に関する業務その他その承継した権利義務の処理に関する業務を行うことがで

きる。

2. 日本開発銀行は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫以外の者に対しても前項に規定する業務を委託してはならない。

3. オ二十二条オ二項及びオ三十九条の規定は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫がオ一項に規定する業務の委

許を受けた場合について準用する。

オ五十一条

二　二の法律により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

四　オ十八条オ一項各号に掲げる業務並びにオ四十四条オ一項及びオ四十四条オ一項

オ四十九条の三オ一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五　オ十八条の二に規定する額をこえて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。

六　オ二十一条オ一項、又はオ四十四条オ二項又はオ四十九条の三オ二項の規定に違反して業務の委託をしたとき。

七　オ三十七条オ三項の規定に違反して資金の借入をしたとき。

九|十 八|九 七|八

裏面白紙

日本開発銀行法の一部を改正する法律案参照法律
所得稅法（昭和二十二年法律第二十七号）

（非課稅法人）

第三條 左に掲げる法人には、所得稅を課さない。

一一五 略

六 削除

七一十三 略

（非課稅法人）

第四條 法人税は、左に掲げる法人には、これを課さない。

一 略

二 法令による公團・連合國軍人等住宅公社・日本専売公社・日

本国有鐵道・国民金融公庫及び住宅金融公庫

三一五 略

一 略

地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（附加価値稅の非課稅の範囲）

第二十四條 道府県は、左の各号に掲げる事業の附加価値に対しても、附加価値稅を課することができない。

一一二 略

三 国民金融公庫・住宅金融公庫・復興金融金庫・法令による公團・商船整理委員会・閉鎖機関整理委員会・日本専売公社・日本国有鐵道及び日本放送協会が行う事業

四一七 略

第七百四十三條 道府県は、左の各号に掲げる事業に対しては、事業稅を課することができない。

一一二 略

三 国民金融公庫・住宅金融公庫・法令による公團・大日本育英会・商船管理委員会・閉鎖機関整理委員会・日本専賣公社・日本国有鐵道及び日本放送協会が行う事業

四一十一 略